



市民派・チームみらい
杉山もとのり

浅野市長の国内外の出張

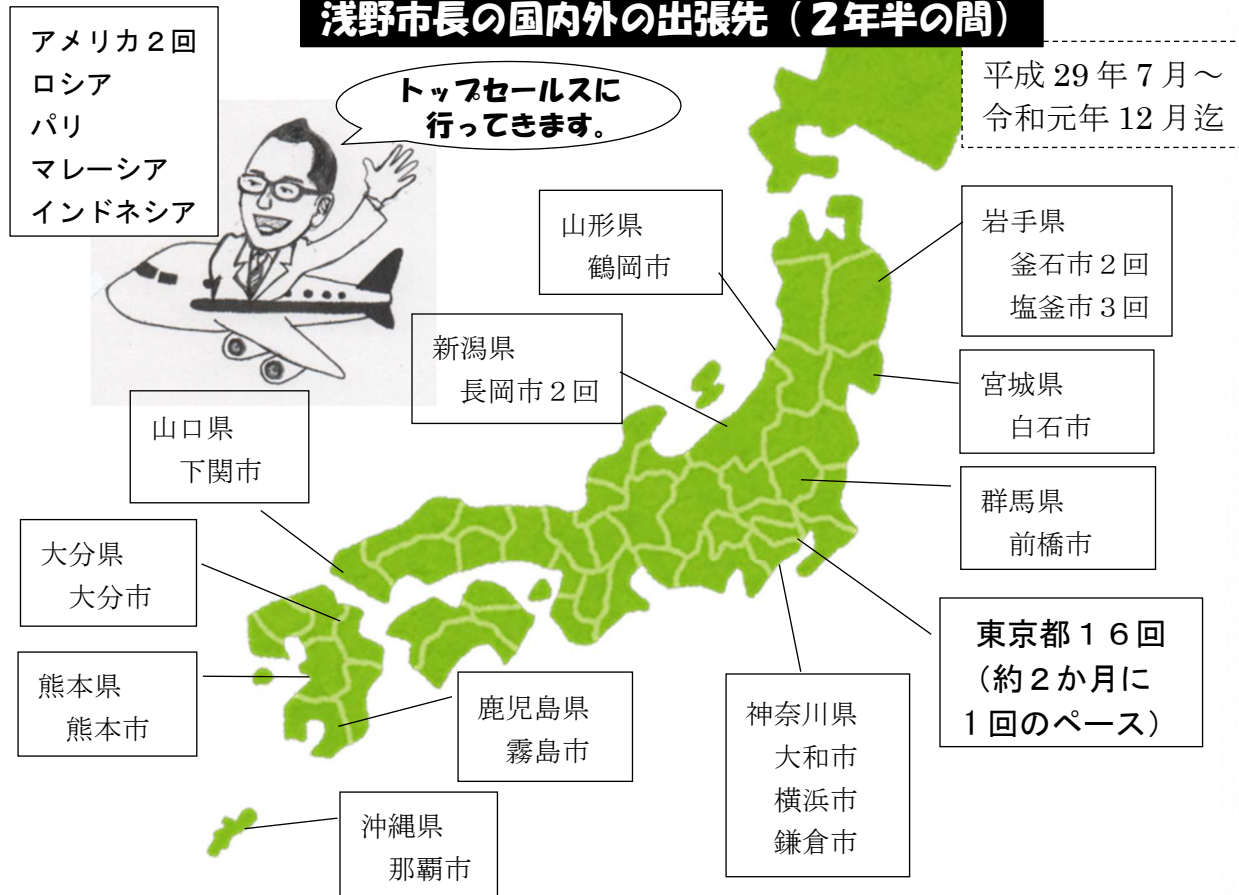
平成29年7月から令和元年12月までの2年半(30か月)を調べました。出張した報告書を共有して活用すべきと一般質問しました。

※各務原市ホームページから各務原市議会、議会中継、録画配信を選択してください

「市長の出張報告書を作成する義務はない。書類は作成していない。」と答弁

浅野市長は国への陳情、さまざまな会議に参加、都市の視察研修などの出張をしています。2年半の間に海外6回、東京16回、東京以外の国内出張18市となりました。報告書はないのかと聞いたところ、「出張命令を出すのは市長です。市長の場合は自身に命令を出すことになり作成する義務はなく、報告書の作成はしていません。あさけんレポートなどを使って市長が報告しています」と説明がありました。しかし報告はほんの一部。もっと市民に報告してほしいです。

浅野市長の国内外の出張先(2年半の間)



市長は東京出張に新幹線グリーン車両、海外は飛行機のビジネスクラスを利用しています。昨年10月のアメリカ出張の航空運賃はビジネスクラス利用で往復94万円でした。出張経費は決して安くありません。納税者の理解を得るためにも全てを報告すべきと訴えました。

議会活動4年目となります。市長が提案した議案がすべて可決される議会は、市政をチェックする役割が機能しているかが問われます。来年の市議選、市長選に向けて、市民の皆様には議会のチェックをお願い致します。「政治は暮らし」「主権者は市民」皆さんと共に考えていきます!

市民派・チームみらい
古川あけみ



日々の活動はブログを見てね!
「なないろ通信」
古川あけみ←検索

変形労働時間制導入 先生の負担は大丈夫?

「1年単位の変形労働時間制」とは忙しい時期の勤務時間を延ばす代わりに、夏休みなどでまとめて休みをとる仕組みです。仕事の量は増えるばかり、人は寝溜めも休み溜めも出来ない、夏休みも暇じゃないと、教職員からは反対撤回を求める3万を超えるネット署名が集まりましたが、昨年国の法案は成立となりました。2021年4月から、県が条例を制定すれば 変形労働時間制は導入できることになります。

●古川質問
岐阜県が条例案を出した場合どうするのか?教職員に与える影響をどう考えるか?

▲教育長
県の条例制定後に、本市の規則を整える。すべての教職員に画一的に導入するものではなく、個々の教職員の実情と要望を踏まえて適切に対応するので、大きな影響はないと考える。

●古川再質問
現在、変形労働時間制を導入する前提条件の「月45時間」を超える残業はあるかを確認。

▲教育長 「今の段階では超えている職員がいます。」
教育長には、前提条件超える場合は制度を導入しないよう、事前に勤務実態調査を行い現場の声を聞くことをお願いしました。

市民が主役のまちづくり! 市民活動を応援する仕組みを問う!

今年は「つながりづくり」を目指すと、総合計画の1丁目1番地に市民協働を掲げる浅野市長に、市民活動団体からの生の声を届け、質問・提案をしました。

- まちづくり活動助成金の申請書類のハードルが高い。応募要領の見直しを検討するよう提案。
- 市民活動やNPO活動の交流の場となる、市民活動支援センターが必要。
- 公共施設予約システム、6カ月以上前から予約ができるよう提案。
- 縛りの多い公民館条例を見直す提案。

私はこの1年まちづくり活動助成金事業に挑戦した複数の団体に関わり、思いを聞き、寄り添う中で、地域の課題を超えるには、“市民の力”には叶うものはないと実感していました。行政と市民活動団体は役割が違います。どちらも必要で、どちらも大切。行政と市民及び市民活動団体がよきパートナーとして協働するために、中間支援組織、市民活動支援センターが必要です。